

■ 第1回 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：平成26年3月27日（木）午前10時～

場所：新潟市役所本館3階 対策室3

（司 会）

皆様、おはようございます。まだ、お一人の方がいらっしゃっていませんけれども、時間が過ぎておりますので、はじめさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日、最初の委員会となりますので、はじめに会議の公開及び議事録の取り扱いについて、あらかじめご説明をさせていただきます。まず、会議の公開についてでございますが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開するということになっております。この委員会につきましても、傍聴は可能とさせていただきます。また、会議の内容につきましても、市の指針によって議事録を作成して、後日、ホームページなどで公開するということとなっております。このため、議事録作成の関係から、録音させていただきたいと思っておりますが、ご了承をお願いいたします。

「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会の開催について」の文書が1枚、それから資料8アンケート調査の結果について、そして各区の計画の概要版を配付させていただきました。

それでは、これより第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、福祉部長の鈴木より、皆様にごあいさつを申し上げます。

（鈴木福祉部長）

福祉部長の鈴木でございます。本日は、年度末の何かと忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様方からは、このたびの新潟市地域福祉計画策定・推進委員会の委員ということでお願いしましたところ、ご快諾をいただきまして、大変ありがとうございます。そうそうたるメンバーの方からご参加をいただくことになりまして、非常に心強く思っているところでございます。この地域福祉計画でございますけれども、これまで新潟市は分権型政令市を目指すということもございまして、各区の特性ですとか、特色を活かしながら策定するというので、各区ごとに策定しておりまして、市全体の計画はございませんでした。そういう中で、地域福祉のあり方について、市全体の考え方ですとか、方向性というもの示す必要があるのだろうということで、今回、こういう形で市全体の計画策定をすることとなりました。

また、具体的な個別の事項につきましても、例えば、民生委員協力員制度というものを創設

いたしまして、少しでも民生委員の職務の負担を軽減しながら、さらに活動に一生懸命取り組んでもらおうということを考えていますけれども、そういった民生委員の方々の職務の負担を軽減させながら、さらに活動していただけるような仕組みも考える必要がございますし、また成年後見人の問題についても、社会福祉協議会で総合福祉会館の中にセンターを立ち上げて、市民後見人の育成ですとか、あるいは法人後見人としての活動もスタートしておりますけれども、まだまだ制度を必要とする方がすべて受けられるという状況にはなっておりませんので、こういったことの推進も非常に大事だと思っております。

さらに言いますと、在宅医療、在宅介護、これを進めていこうという中で、地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題でございますけれども、これをうまくやっていくためには、やはり地域での支えあいというものが非常に大事になってくるのだらうと思っております。そういったことを考えますと、やはり市全体としてのこういう計画は必要だということで、今回、皆様にもお願いをしたところでございます。

そういった中で、すでに地域でのいろいろな福祉の取組の中で、例えば、地域の茶の間など、いろいろなグループが地域で活動している団体が、事例として500以上に上っているということで、新潟市は活発に、そういった地域福祉がなされております。また、最近では、見守り高齢者、あるいは障がい者に対する見守り、孤独死といった問題に対応するために、地域でもしっかりやっていこうということで、いろいろなご協力をいただいておりますし、また、ひまわりクラブにつきましても、新年度、コミュニティ協議会でモデル的に取り組むというようなことで、非常に地域福祉の動きが活発になってきております。そうは言っても、やはり少子高齢化、あるいは障がい者の地域生活への移行というようなことを考えますと、さらにこの地域福祉の充実ということが非常に大事なのだと思っております。市だけでは、こういった地域福祉の問題、どんなに頑張っても解決できるものではございません。やはりボランティアですとか、あるいは社会福祉関係の団体の皆さん、NPO、そして地域の皆さんと一緒に取り組んでいかなければならないと考えております。だれもが安心して暮らせるような、地域で支えあうまちづくり、そういったことを目標にしながら、皆さんからもこの会でいろいろな意見をいただきながら、いい実効性のある、そして市民が安心して暮らせるような計画ができればと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

(司 会)

それでは、本日は第1回目でございますので、出席者の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元の名簿にしたがいまして、皆様のほうから一言ずつ、自己紹介という形でお願いしたいのですが、本日、先ほど三國委員から連絡がありまして、渋滞で少し遅れるということでございますので、三國委員からは到着次第ということにさせていただき、まずは本村委員

から順番にごあいさつをよろしくお願いいたします。

(本村委員)

新潟市社会福祉協議会の副会長を仰せつかっております、「もとむらよしはる」とひらがなを打っていただきまして、ありがとうございます。

現役のときは、約40年くらい精神障がい・知的障がい者の施設で働いてまいりまして、退職いたしました。現在、青陵大学とか、県立大学等で非常勤としていろいろとお世話になっておりますが、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

(橋本委員)

おはようございます。民生委員・児童委員協議会連合会から参りました。民生委員・児童委員は五つの部会があります。私は一つ目の地域福祉部会の部会長をさせていただいています。そういう関係で、この会に参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

(宇治委員)

私は、新潟市の知的障がい者の施設連絡会から参りました、宇治と申します。よろしくお願いいたします。実際は、私は今、中央区にあります、「あどばんす」という障がい者の就労支援を行う事業所に勤めております。今後ともよろしくお願いいたします。

(川崎委員)

秋葉区の地域包括支援センター新津で管理者と主任介護支援専門員をしております、川崎と申します。

平成15年から在宅のほうの仕事をしておりまして、3年間、在宅介護支援センターにおりまして、平成18年から包括支援センターで勤務しております。秋葉区でずっと仕事をしているので、ほかの区のことはいさぎよくは分かりませんが、今日は勉強かたがた参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

(植木委員)

植木東一と申します。市民として参加させていただきます。あまり詳しくないかもしれませんが、一生懸命勉強して、お役に立ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

(久住委員)

市民として参加しております久住と申します。西区に住んでおります。よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

皆さんおはようございます。特定非営利活動法人新潟NPO協会の代表理事をしております、渡邊信子です。

今、協会では、自殺対策ネットワーク事業に力を入れていまして、皆さんのところにも「死

ぬな！」という小冊子をご覧になった方もいらっしゃると思いますが、第3版を先日、発行いたしました。地域の中で、いろいろな思いで、地域がよりよくなるようにとということで活動している人たちの支援をする団体が新潟NPO協会です。この会に参加できて、お役に立てたらいいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

(石橋委員)

新潟ボランティア連絡会の石橋富美世と申します。以前は、県の設置手話通訳者として、その後は亀田にあります新潟ふれ愛プラザ新潟県聴覚障害者情報センターに職員として勤務後は、県立大学と医療福祉大学で講師をしております。今回も本村先生がいらっしゃるのですが、西区のプランづくりで一緒にさせていただきました。意外と足下といいますか、居住地域を知らないということで、勉強させていただきました。今回、受けるにあたって、計画があるものだと思って、これの見直しになるのかと思って、社会福祉協議会のほうに計画があったら事前に読んでおきたい、いただきたいと言ったら、各区のものしかないということで、少し勘違いしまして、これから少しじっくりと市全体を見られるように、こちらも研究していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(井上委員)

新潟市老人クラブ連合会女性部副部長として参加させていただきました、井上美智と申します。老人クラブからの選出でございますので、後期高齢者ということでよろしく願いいたします。

(丸田委員)

おはようございます。新潟医療福祉大学の丸田でございます。

日ごろ、地域福祉の推進に汗をかいている者といたしましては、今回、このような委員会を立ち上げていただいたことに対して、心から喜んでいる者、最も喜んでいる者の一人であると思っております。部長はじめ、市の事務局の方々に対しましては、心から感謝申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

(松原委員)

新潟大学の産学地域連携推進機構の松原でございます。産学連携、地域連携、それから障がい者ITサポートセンターの委員などもさせていただいております。あとは高齢者就労、若者就労支援なども、少しかかわっております。よろしく願いいたします。

(関谷委員)

新潟県立大学の関谷と申します。私は、都市計画が専門で、あとはITを使っていかにコミュニケーション、コミュニティを作るかということをやってまいりました。若干、アウェーな空気を感じています。どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

皆様、ありがとうございました。

大変、申し訳ございません、部長の鈴木はこの後所用がございまして、本日、これで退席とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。委員長が選出されるまで、私のほうで進行させていただきます。最初に、資料1をご覧ください。委員会の傍聴に関する要領でございます。冒頭、ご説明させていただきましたが、同じく資料6で新潟市附属機関等に関する指針もあわせて配付させていただいておりますが、そちらの第9条に基づきまして、会議は原則公開とさせていただきます。

なお、会議の開催につきましては、ホームページ、市報、掲示板による掲示など、いろいろな手法を用いまして、広く市民の方に周知させていただく予定でございます。

次に、資料2をご覧ください。委員会の開催要綱になっております。第4条でございますが、委員長は委員の互選により定めることになっておりますので、これから選出をお願いいたします。また、副委員長につきましては、委員長の指名により定めることになっております。委員長・副委員長の役割を確認させていただきますが、第4条の第2項で委員長は会議を進行する。そして、第3項では、副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理するということになっております。

それでは、これから委員長の互選をお願いいたします。

(橋本委員)

事務局に一任したいと思いますですが、皆さん、いかがでしょうか。

(司 会)

事務局一任ということでご意見がございました。よろしいでしょうか。

それでは、事務局よりお願いします。

(事務局)

では、事務局よりご提案させていただきます。ご多忙とは存じますが、地域福祉政策を専門とされています新潟医療福祉大学の副学長の丸田委員から委員長として就任していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(拍 手)

(司 会)

ありがとうございました。それでは、丸田委員に委員長をお願いするということで、よろし

くお願いいたします。

丸田委員、委員長席のほうにお移りいただけますか。

それでは、丸田委員長から一言ごあいさつをお願いします。

(丸田委員長)

ただいま、委員長に選任されました丸田でございます。改めて、どうぞよろしくお願いたします。

先ほど、自己紹介のときにも申し上げましたが、おそらく、この委員会を一番喜んでいる市民の一人であるということに関しては、間違いなく自負を持っております。合併以降、全市的に地域福祉をどう進めていくかという基本理念ですとか、基本目標を定める必要があるのではないかということは、常々口にしておりましたので、精いっぱい役割を果たしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(司 会)

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行は委員長が議長になって進めていただくことになります。よろしくお願いたします。

(丸田委員長)

では、私から副委員長の指名をさせていただきます。私といたしましては、福祉全般について幅広い見識と豊かな経験を持たれ、現在、新潟市の社会福祉協議会の副会長としてご活躍されていらっしゃる、本村委員にぜひお願いたしたいと思っております。皆様、いかがでしょうか。

(拍 手)

(丸田委員長)

ありがとうございました。それでは、本村委員、副委員長席にお移りいただいて、一言ごあいさつをいただけますでしょうか。

(本村副委員長)

副委員長にご指名いただきまして、大変恐縮に存じております。社会福祉協議会は、何よりも地域の皆さんの第一線に立って、活動していかななくてはいけないと強く感じております。そうでないと社会福祉協議会の存在意義がないぞとおしかりを受けそうでございます。

副委員長でございますので、丸田委員長のお力になれるように、できるだけ頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(丸田委員長)

それでは、次第に入ります前に、三國委員が会場に到着されましたので、委員、恐縮でございますが、一言、自己紹介をお願いしたいと思います。

(三國委員)

渋滞でありました。新潟市の老人福祉施設関係の会長であります。特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、グループホーム、ケアハウス。社会福祉法人の団体になります。

(丸田委員長)

よろしく申し上げます。僭越ですが、いらっしゃる前に、私丸田と本村委員が正副委員長を務めるということで選任をいただきましたので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

では、次第に沿いまして、議事を進めてまいります。まず、はじめに今後の予定につきまして、委員会の進め方、それからスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

日ごろ、皆さんにおかれましては、福祉行政の発展のためにご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、改めてお礼申し上げます。では、委員会の進め方について、ご説明させていただきます。

A4横の資料3をご覧くださいと思います。表の下の四角のところですが、先ほど、部長の話でもありましたとおり、各区では区ごとに地域福祉計画を策定しております。各区では策定しているということなのですが、5月末までに、これは今回、初めての策定になりますけれども、市の計画案を作成して、各区にお示しすると。各区では、来年度、見直しを進めますので、5月末までを目標に市の計画案を各区にお示ししたいと思っております。実際、各区の地域福祉計画がすでに策定されて、それに基づいて各区でも動いていますので、進め方の方法の事務局案としまして、現在の各区の計画をできるだけ活かすような形で、各区の基本理念・基本目標といったところの共通部分をまとめるような事務局案をお示ししまして、不要な部分があれば削ったり、新たに必要部分があれば追加するという形でご検討いただければと思っております。

スケジュールになります。上の表になりますが、本日、第1回になります。正副委員長の選任とスケジュール確認、事務局案の提示となりまして、次回の第2回は、4月7日を予定しております。内容としましては、一応、予定としましては、基本理念についての事務局案をご検討いただければと思っております。第3回につきましては、4月28日、第4回は5月8日、第5回、第6回は5月22日と6月3日で▲という表示になってはいますが、これは進み具合によりまして、開催する、しないをその都度、決定していただければと思っております。予定よ

り早く進むようであれば、この▲がない可能性もあるということになります。その後、11月と1月に開催を予定しております。その際には、地域福祉計画を議会に報告するとか、そういったパブリックコメントを行う必要がありますので、そういったことと、あとは各区から出てきた意見等も踏まえて、必要によりまして、市全体の計画案の修正を行えればと思っております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にないようであれば、次に進めてまいりたいと思います。

それでは、引き続き、事務局から計画案についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、資料4「新潟市地域福祉計画(案)」をご覧くださいければと思います。では、計画案についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目の計画策定の趣旨というところをご覧くださいたいと思います。ここは読みながら説明させていただきます。

一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴いまして、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなってきていると。社会からの孤立、虐待、認知症高齢者の増加や孤立死などの問題、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。本市におきましては地域の課題を解決するため、自治会や町内会を中心に様々な団体が参加する地域コミュニティ協議会と連携し、先ほど、部長の話にありましたけれども、見守り活動ですとか、要援護者の掘り起こしなど、地域における支え合いがこれまで以上に求められている状況にあります。

また、今後の超高齢社会にありまして、単身高齢者ですとか認知症高齢者が増加する一方で、市民アンケートによれば在宅医療・在宅介護を希望する方が6割を超えていると。そういったことを踏まえすと、先ほど話にありました、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に切れ目なく提供されます、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠になってくると考えております。

新潟市と社会福祉協議会は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成21年3月に、各区の地域福祉計画・地域福祉活動計画を平成21年度から平成26年度の期間で策定しました。各区では、これに更新・見直しをかけるということで、来年度、市全体の計画策定と平行して行う予定になっております。地域福祉とは、地域社会における福祉の問題に対し、地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組み、お互いに助け合う関係やその仕組みを作っ



ていくことですが、社会状況の変化や社会福祉制度の改正などさらなる変化に対応するため、新たな計画を策定するものです。ということになっております。

次の2、計画の位置づけですが、計画の根拠は、この社会福祉法に規定されます、市町村地域福祉計画に位置づけられております。その下に盛り込むべきと規定されている事項が記載されていますが、そのとおりということになっております。

続きまして、2ページをご覧ください。他計画との関係というところになります。本市の各分野における計画や施策、事業は新潟市総合計画のもとに進められます。この新潟市総合計画も、平成26年度に策定するというので、今現在、動いております。こういった総合計画の見直しもあり、市全体の地域福祉計画の策定もあり、区の地域福祉計画の見直しもあると。来年度はそういった年ということになっております。この地域福祉計画は地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものですが、高齢者、障がい者、子どもなどの主に福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示いたします。

また、地域福祉計画において、福祉分野及びそれに関する計画や施策を横断的に定めるということで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進するといった役割も果たすこととなります。

下の図になりますが、それぞればらばらの計画、個々に計画があるのですが、そういったところに横串をさすような形で連携を図るといったイメージを考えております。なお、本市では、新潟市地域福祉計画のほかに、先ほどお話しした、市域が広く、地域によって実情が異なるということから住民にとって身近な行政主体であります区ごとにこういった計画を策定しています。

次に、3ページをご覧ください。(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係となります。この地域福祉活動計画は、各区社会福祉協議会が呼びかけまして、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画になっております。各区の社会福祉協議会が、それぞれ区の地域福祉計画と連動するような形で策定しているというもので、地域福祉計画と区の地域福祉活動計画はお互いに補完・補強しあう関係にあり、区ごとに一体で策定しているというものになります。この地域福祉活動計画の期間も区の地域福祉計画と同じ期間となっておりますので、来年度で終了。見直しをかけて平成27年度からという動きになっております。

次に、市全体、3計画の期間になります。この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行うということを考えております。区のほうも今現在の計画が平成26年度までの6年間の計画となっております。来年度、見直しをして、同じく平成27年度からの6年間ということ想定しています。

次に、新潟市の状況を確認いただくために、統計データとアンケート調査についてご説明差し上げたいと思います。

まず、資料7の統計データです。実際の計画書では、主に今年3月末時点のデータを掲載する予定ですが、今回は主に昨年12月末現在のものをご用意させていただきました。それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。1ページですが、こちらは介護保険の要介護認定者数が表示されていますが、上が平成20年3月末現在、下が平成25年12月末現在の数字となっております。認定者数はほぼ増えているのですが、1万人程度増えている状況です。では、2ページ目をご覧いただきたいと思います。先ほどの1ページ目のものを平成20年と、平成25年のものを並べて比べているものとなっております。それぞれ平成20年と平成25年のものが区ごとに並んで表示されています。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。災害時要援護者名簿の登録者数になっています。こちらも上が平成20年3月末現在のもの、下は平成26年2月24日現在ということになっています。また4ページをご覧いただきますと、平成20年、平成26年を並べて比べている数字になっています。対象者数が増えているのですが、申請者数が減っている理由を担当課に確認したところ、障がい者や要介護者の方につきましては、民生委員が訪問される際に呼びかけをしているということなのですが、高齢者の方につきましては、平成20年のときには、同じように呼びかけをしていたのですが、今現在は、高齢者の方にはチラシを置いてくるということで、今すぐ必要ないということをお感じになっていられるのか、申請される方がそういったこともあるのか、減少しています。

それでは、5ページ目をご覧いただきたいと思います。高齢者虐待の相談件数になっています。こちら平成24年ということで、平成25年の途中経過はお出しできませんが、全般的に増えている状況です。江南区、南区につきましては、前回、一桁だったのですが、増えている状況があります。

6ページをご覧いただきたいと思います。保育園の状況になっています。こちらも上が平成20年3月末現在、下が平成25年12月末現在の状況になっています。平成20年と平成25年を比べましたものが7ページになっております。乳幼児数ゼロ歳から5歳児の数、その次が割合です。一番下が保育園の定数を乳幼児数で割ったパーセントになっています。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。児童扶養手当受給者数や児童手当受給者数の表示になっています。こちらも上が平成20年3月末現在、下が25年12月末現在の数字になっています。さらに次の9ページは、平成20年と平成25年を並べて比べた表とグラフになっています。児童扶養手当、児童手当、母子世帯数となっておりまして、10ページでは父子世帯数となっています。父子世帯数について数が増えている理由を担当課に確認したとこ

ろ、はっきりした原因というものは特定できていないのですが、おそらく、平成 22 年に児童扶養手当について法律が改正されて、父子家庭の方も対象になったことをきっかけに、ひとり親家庭の医療費助成についても申請する人が増えたのではないかとのことでした。その下が養育世帯数となっています。

11 ページですが、児童虐待相談件数となっています。平成 19 年度末と平成 24 年度末ということで、この相談件数につきましても平成 24 年度末です。相談件数の中に、児童相談所の相談件数が入っていないということなのですが、継続件数が児童相談所のほうで把握できないということもあって、こちらも今回の数字には入っていません。区ごとに相談をいただいている件数となります。平成 19 年のときも、そのときは市ではなく県の児童相談所でしたが、そのときもその数字は入っていなかったということでした。

12 ページをご覧くださいと思います。こちらは 11 ページの平成 19 年と平成 24 年を比べた数字になっています。東区がかなり増えているのですが、担当課のほうでははっきりと特定できる原因は不明ということでした。

13 ページをご覧くださいと思います。障害者手帳などの交付数になっています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とありまして、上が平成 20 年 3 月、下が平成 26 年 1 月 24 日現在となっています。その次の 14 ページが平成 20 年と平成 26 年 1 月を比較した表とグラフになっています。

15 ページでは、生活保護の状況の表を載せています。平成 20 年 3 月が上で、下は平成 25 年 12 月となっています。16 ページは、平成 20 年と平成 25 年を比較した表とグラフになっています。保護世帯数、世帯保護率、また 17 ページでは保護人員や保護率を掲載しています。また、18 ページでは、生活保護の状況を表示していますが、区別世帯数ということで上が平成 20 年 3 月、下が平成 25 年 12 月と同じような並びになっています。さらに 19 ページは、平成 20 年と平成 25 年を並べて比較している表とグラフになっています。保護世帯数の高齢者別や母子世帯別、障がい者世帯別になっています。

また、20 ページでは、保護世帯数のうち傷病者ということで、減少している理由を確認したところ、集計の方法を、より精度を上げるために変更したとのことでした。平成 20 年のときには、システムから抽出し、1 回でも通院があるとカウントしていたということですが、現在ではそういったことではなくて、ケースワーカーが把握している数字ということで、精度を上げた関係もありまして、数が少なくなっています。その次の保護世帯数その他ということですが、今の母子世帯ですとか、高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯を除いた保護世帯数です。最後は合計となっています。

21 ページは、65 歳以上の人口と世帯数になっています。同じように平成 20 年 3 月と平成

25 年 12 月ということで、65 歳以上のみ世帯が 12 月末現在は拾えないのですが、3 月末現在のものと抽出できる予定です。22 ページは 1 世帯当たりの人数の平成 20 年と平成 25 年の比較です。23 ページは平成 20 年と平成 25 年を比べた表とグラフです。高齢化率と 1 世帯当たりの人数です。

24 ページでは、地区別人口統計ということで、さらに区ごとの中でも地区ごとに世帯数と人口を表示しています。

25 ページでは、年少人口ということで、14 歳以下の人口の数と比率を表示しています。上が平成 20 年で下が平成 25 年ということになっています。26 ページは平成 20 年と平成 25 年を並べた表とグラフです。

また、27 ページ、乳幼児数などということで出生数ですとか、乳児数、ゼロ歳から 5 歳児までの数と区の人口の割合を表示しています。28 ページはその表とグラフです。

29 ページは、食生活推進協議会グループ数です。食生活推進協議会は、地域で食を通した健康づくりの活動を進めている全国組織のボランティア団体です。平成 20 年と平成 25 年を比較しますと、グループ数が増えているのですが、会員数が減っている理由を担当課のほうに確認したところ、グループ数が増えている明確な原因は不明ということでしたが、活動をしやすいような単位でグループが結成されているのではないかとということでした。また、会員が減っている原因ですが、高齢化による退会が多く、新規で入会される方の数よりも退会される方が増えたことから減ったのではないかとのことでした。

続きまして、30 ページですが、こちらは自殺死亡率についての資料になっています。平成 21 年から平成 25 年までの全国、新潟県、新潟市、北区から西蒲区までの各区の自殺死亡率の数字です。31 ページでは、そのグラフにしたものを掲載させていただいております。32 ページ、自殺者数と自殺死亡率。下のほうの表では、男女別の自殺者数の推移があります。33 ページなのですが、政令市における比較になっています。残念ながら、新潟市は、死亡率自体は減少しているのですが、ほかの政令市も減少しているということで、今回ワースト 1 になってしまいました。最後の 34 ページにつきましては、都道府県の順位になっています。こちらは新潟県が全国 2 位という結果になっています。

続きまして、アンケート調査の結果についてご説明差し上げたいと思いますので、資料 8 をご覧いただきたいと思います。「新潟市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」という資料です。一枚おめくりいただきたいと思います。調査の目的ですが、地域における市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、区地域福祉計画策定の貴重な資料を得ること、こちら区となっておりますが、市全体の計画も含まれています。

3 調査設計ですが、対象者は新潟市全域の満 20 歳以上の男女 4,000 人の方です。抽出の方

法ですが、住民基本台帳から無作為で、各地区の人口や年齢の割合に比例して抽出しています。調査の方法は郵送でお送りして、郵送で回答していただく形式です。調査期間は平成 26 年 1 月 20 日から 2 月 7 日です。前回、5 年前、8,000 人のときは回答 4,917 人で有効回答率 61.5% でしたが、今回は 2,323 人 58.1% という結果でした。時間の都合もありますのではしよって見ていただきたいと思います。5 ページをご覧くださいと思います。調査結果ですが、1 の地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況は、結果としますと 2 割強が「知っている」、逆に言いますと 7 割強は「知らない」という結果でした。

7 ページをご覧くださいと思います。地区別です。上のコメントですが、秋葉区と南区では「知っている」の割合が 3 割を超えていたという結果でした。8 ページをご覧くださいと思います。質問の 8 では、日ごろの生活の中で悩みや不安を感じることはありますかという質問ですが、6 割前後が自分や家族の健康のことや老後のことへの悩みや不安を抱えているという結果が出ています。

24 ページをご覧くださいと思います。問 13 福祉について関心を持っていることは、次のどれですかということで、下に選択肢がありますが、6 割が「高齢者の介護やその予防」への関心を寄せているという結果が出ています。

52 ページをご覧くださいと思います。問 19 の、あなたは、見守り活動や防災などのために自治会・町内会などの地域で個人情報を共有、活用することについてどのように思いますかという質問に対しましては、6 割強が「必要最小限度で共有、活用すべき」という回答でした。

69 ページをご覧くださいと思います。問 23 の、あなたは、地域の福祉を推進するために新潟市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますかという質問に対しては、「地域の福祉を担う人材の育成」を筆頭に市への要望は多岐にわたるということでした。その次に多かったものとしまして、「情報提供や相談できる場所の設置」という回答でした。

75 ページをご覧くださいと思います。新潟市社会福祉協議会に期待することということで、上のほうですが、「総合的な相談窓口の充実」や「見守り・ささえあい活動の推進・支援」への期待が特に大きいという結果が出ています。

では、続きまして、地域福祉計画（案）の 4 ページ、そちらの第 3 章をご覧くださいと思います。上のほうの図になりますが、地域福祉計画のイメージ図ということで、今回、この委員会をお願いしています、市全体の計画につきましては、こういった基本理念・基本目標といった大きなところをご検討いただくと。それに基づきまして、各区ごとに基本理念・基本目標の検討に入るのですが、例えば、区ごとに、市全体の計画と同じにするとか、これまでの基本理念・基本目標を継続して行うとか、そういったことは各区でこれから検討を始めることに

なりますので、市全体としましては、基本理念・基本目標という大きなところの策定ということになります。

その下のほうに事務局案ということでお示ししてあります。恐れ入りますが、ここで資料5をご覧くださいければと思います。A4縦の一枚ものになります。基本理念についてですが、先ほどお話の中で、各区ですでに地域福祉計画を平成21年度に策定しまして、平成26年度までの6年間の計画がすでに動いています。ここにお示ししましたのが、各区で、すでに策定している基本理念ということになります。市全体のほうが遅くスタートすることになりますので、区ごとの基本理念を考えながら、市全体のほうに取り込んでいきたいということで、各区ですでに動いている地域福祉計画の基本理念の中の「支えあい」ですとか、「安心」、「地域」といったキーワードを入れ込んで事務局案として作成しております。先ほどの地域福祉計画の案に戻りますと、事務局案としましては、基本理念として、「だれもが安心して暮らせるように地域で支えあうまちづくり」といったことで、とりあえず事務局の案としてお示ししてあります。

次の基本目標についてです。こちらの資料5の裏面につきましても、各区ですでに策定している地域福祉計画の中に盛り込んでいる基本目標になります。こちらも各区の基本目標のキーワード、「支えあい、助け合い」ですとか「安心・安全」、「地域」、「健康」といったことになりまして、そういったキーワードを入れ込んで作成をしました。まず、当面、こういったキーワードを取り込んで事務局案としてお示ししますのが、地域福祉計画の4ページの2基本目標ということになります。

基本目標の1としまして「地域で支えあい、助けあう地域づくり」、基本目標の2としましては「安心、安全に暮らせる地域づくり」、基本目標3としまして「健康でいきいき暮らせる地域づくり」、基本目標4としまして「情報の共有、相談支援体制の充実した地域づくり」ということになっております。

地域福祉計画の5ページをご覧ください。第4章になります。市の事業展開ということですが、今回、お配りしました資料では、基本計画の全体の構成を見ていただくために、主に高齢者に関する事業を載せてありますけれども、今後はここに早急に障がい者ですとか、児童、もしくは保健といった事業も追加していきたいと考えております。とりあえず、まず基本計画の構成を見ていただくために、参考として高齢者に関するものだけをまず載せてあります。

続きまして、6ページになりますが、第5章では各区の地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要ということで、ここに区ごとのこれから策定を進めます地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版を載せていこうということで、市全体のものと区の地域福祉計画・地域福祉活動計画はこういった形で連携を図っているのですよということで、区の概要を載せていきたいと考えております。

続きまして、7 ページ目の第6 章になります。計画の推進と評価についてです。計画策定後は、年に1 回、もしくは2 回、この委員会を開かせていただきまして、進捗状況の把握ですとか、評価といったことを行いたいと考えております。さらに計画期間6 年間の半ばをめどに、再度、また市民意識調査、アンケート調査などに行いまして、必要に応じて、今回策定する市全体の計画についても見直しを行いたいと考えております。

その次に記載していますのは、地域福祉に関する主な支援等ということになります。こちら、地域福祉計画を策定するうえで、厚生労働省のほうから要援護者、生活困窮者の支援について、地域福祉計画に盛り込むべきといった通知がすでに出ていますので、それに基づきまして、市の計画の中でも掲載するというを予定しています。1 番が要援護者への支援になりますし、2 番が生活困窮者の支援ということになります。

次に8 ページになりますが、今度は3 番に地域包括ケアシステムの推進と記載してまして、市としまして、来年度、地域包括ケアシステムの推進ということで、市の福祉分野での最重要施策として取り組んでまいりますので、そのことについても地域福祉計画の中で記載させていただきたいと考えております。最後は、資料編ということで、こういったことを掲載したいと考えております。

説明は以上になりますが、委員の皆様からは、この会議をこれから進めていただきますが、基本理念・基本目標、そして全体の構成といったことにつきましてご意見をいただきながら、本計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。長くなって申し訳ありません。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。さて、この後、1 時間どのように進めますか。と言いますのは、質問、ご意見がありましたらというのは、通常の進め方です。今、お聞きいただきましたように、市の現状、それから市民のニーズがどういうところにあるかということをご説明させていただきました。それらを各委員から全市のにとらえていただいて、そして今日、事務局から素案としてお示しいただいた内容について、意見をこの後、4 月7 日、4 月28 日にいただきながら、意見の集約を図って、そこから全市的な計画に整えていかなければいけないわけですので、かなり大変な宿題であるというイメージはしていただけたかと思います。一旦、今ほどの説明に対して、まず質問をいただきましょうか。質問をいただくことで、それぞれの理解が深まっていくかと思っておりますので、それぞれの専門の立場から質問をお出しいただいて、事務局からお答えをいただければと思っております。しばらく質問と意見の交換をさせていただいて、各委員がお持ちの意見を今後、この委員会の場に反映させていくような方法をどのように工夫すればいいのか。その辺について、後半、少しお諮りしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大変興味深いといえますか、関心の持ちようによっては議論になりそうなデータもたくさんございましたので、まずは委員のそれぞれの関心の所在に基づいて質問がありましたらお出しください。いかがでしょうか。

(渡邊委員)

新潟NPO協会の渡邊です。

私の理解が間違っていたと思うのですが、地域の福祉、高齢者、障がい者で、どうもこの地域福祉計画の案とか、この委員のメンバーの選考を見ていると、子どもという視点がないような、少し弱いような気がしてしまうのですけれども、区のものを見ていると子どもという視点は載っていますし、すごく大事な視点だと思うので、それはまた別のことで計画しているから、ここには子どもの視点があまり載らなくてもいいのか、福祉計画の2ページのところに「子ども・子育て支援事業計画」という個別の計画はあるのは理解しているのですけれども、新潟市全体の地域福祉というところにも子どもという視点はすごく大事なのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(丸田委員長)

そこは一旦、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

子どもは確かに重要で、この地域福祉計画に載せなくていいというわけではなくて、高齢者がメインになるかもしれませんが、子どもと障がい者と保健とか、そういった分野についても、ここに載せていきたいと考えております。委員の皆様から、子どもに関してもご意見いただければ、できたら助かるのですが、例えばほかの場で、社会福祉審議会の児童部会などもありますので、そういったところでご意見をいただきながらということも考えていきたいということです。そういった形で、子どもを軽く考えているわけではないということです。

(三國委員)

実は、福祉関係ということで、大きな問題が出ておりますが、私、実は、昭和43年から社会福祉法人を作っております。現在、私は7,000名の子どもを卒園させております。しかし、その中で県内を見ますと、県のほうは会長をやりましたから、県の中では子どもの民生委員、私も町内会長を28年もやりましたから、5万人の中地区の会長もやりました。まちづくりも全部やりました。そういう観点から見ると、子どものいわゆる保育園の生活保護、その他入れまして、やっている市政を見ますと、新潟市は十分やっているのです。私は、子どもについては、講演も相当やります。年間30か所くらいやっていますが、もちろん無料でやっています。そういうところを見ると、保育園の発祥は、民間であり、しかも全国で最初に始めたのが新潟市であります。これは皆さん、釈迦に説法ですが、それより先の話は、良寛様が、岩室で岩室



甚句という、私は民謡の先生もやっているのですが、岩室の子どもと良寛様は、「日暮れ忘れてかくれんぼ」とあの姿がすばらしいということで、全国でもこれを吹聴しているのです。今日の事務局の説明はすばらしいです。私はこの資料を見て感服しているのです。

そして、この中にあります、新潟市地域福祉計画は6章ありますけれども、実は、子どもにおいては、私は、保育園関係、私の弟を含めて40か所くらいやっています。合併してから新潟市全部です。それから、高齢者につきましては、私が現在、グループホームから始まって、ケアハウス、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームと、これもよく分かります。それから、これから始まるのですけれども、障がい者につきましては、実は福祉の原点であります。この4月1日にまだ登録しませんけれども、今度、3月で鈴木福祉部長がお辞めになりますが、実は是真会というものを立ち上げまして、立ち上げたというのは、70年の歴史のある是真会、内閣総理大臣から天皇陛下の叙勲から全部もらっているのですが。

(丸田委員長)

少しコンパクトに、多くの方からご発言をいただきたいものですから。

(三國委員)

私が講評的に、あとはしゃべりませんから。しばらくお願いします。

(丸田委員長)

では、もう2分程度で。

(三國委員)

障がいも始まっております。それから、健康づくりは、役員をやっていますから昨日やりました。それから、虐待も役員をやっているからやりました。そういうことでいきますと、講評的には、この案は非常によくできています。まず、私はほめておきます。私の関係している役員で出ているところはほとんど関係ありますから、そういうことで、これからいろいろ始まるわけですが、先ほどのお話をお聞きすると、不足のところはどんどん追加していくということです。私は大いに期待しております。

これを案としてできるということは、これだけのすばらしい委員の方が集まったことはすばらしい。遅く来て申し訳ないのですが、そういうことで皆さん方にあいさつがてら、一応、講評しておきます。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、ほかの委員方お願いします。

(石橋委員)

3点ほどコンパクトにしたいと思います。

この22日、23日と内閣府主催の共生社会地域フォーラムが開催されたり、先日はWh a t'

s Ni i GATA、次の新潟市づくりということで、いろいろシンポジウムとか、パネルディスカッションが開かれまして、やはりこの委員に選ばれたので、いろいろ参加した中で共通に出てくるのは、当然、行政、当事者、支援、そこに事業者を交えてのまちづくりが不可欠であるという言い方をされているのです。特に地域福祉だとお金がかかりますよね。逆に言い方は変ですけども、こちらから負担はあったとしても、こちらでお金がかかる事業展開をする中で、地域協議会を開きなさいみたいな言い方もされていたのです。要するに専門の人たちを交えた事業所も、例えば交通であったり、福祉、医療機器とか、いろいろな専門事業所があるので、そういったところを巻き込んでの地域協議会づくりをされるといいですよという話をされていました。それはとてもいいなと思ったのです。

私自身は、実は自治協議会があつて、コミュニティ協議会があつて、自治協議会が出てきたら、だんだん何だか分からなくなる。自治協議会がどういう体制になるのか分からないのですけれども、これだけの大きな問題を自治協議会に多分諮られたり、事業委託とか、いろいろなことが出てくるのだと思うのですが、どこまで可能で対応できるのかが見えてこないで、そのあたりがどうなのかということ。

もう一点は、データの出し方なのですが、資料として出てきていますけれども、これはいずれ正式冊子になれば、項目で整理されて出されるかと思います。そういうことでよろしいですよ。それと今、お子さんの話が出ましたけれども、やはり関心があるのは高齢者の方、障がい者の方もそうですが、待機。待機児童とかの待機です。そういうあたりのデータが全然ないのです。新潟市はどういう施設とか、高齢者が施設に入所するとか、新潟市は保育園と幼稚園。そういったデータが全然ないので、そのあたりを素人で知りたいなということがあったので、どうなのかと思ったのです。

(丸田委員長)

2点目は、あとで処理しましょう。というのは、各委員、それぞれのお立場でもって、こういうデータが欲しい、こういうデータが見たいという要望がきっと出てきますので、それはまた別途整理して、前段の自治協議会なり等の意見、調書、すりあわせをどうするのか。その辺のお考えはありますか。その後、松原委員からも自治協議会との関係なり、コミュニティ協議会との関係について話題を出していただければと思っています。

(事務局)

今のこの計画を策定するにあたって、区の自治協議会の意見をどう反映させていくかということではなくて。

(石橋委員)

例えば、自治協議会にも関連団体ということで、その出番が出てくるかと思うのです。この

推進にあたっては、そのあたりに役割がどの程度されるのか分からないのですけれども、そういったもので、例えば、事業を委託したりとか、今後出てきたとして、自治協議会がどういう構成になって、どうされるのか分からないので、それを担いきれるのかどうかということが分からない立場なので、そのあたりがよく分からないのです。

(事務局)

市の事業展開というところで、いろいろな事業が記載されることになるのですけれども、まずこの市の全体の計画の中では、市全体にかかわる事業。例えば、私どもでやっています、成年後見制度の推進ですとか、市民後見人の養成ですとか、あとは部長の話にもあった民生委員の協力員とか、全体の事業をここに載せるようなイメージをしているのです。これを受けて、区のほうで基本計画、実施計画を策定しますが、それを区の中で個別の事業が出てくるので、その中に対して、そのうちのどれかを例えば、自治協議会がやるとか、そういったことは考えられると思いますけれども、例えば、市の計画に載るこの事業を自治協議会にお願いするとか、そういった動きでは、今、ないです。区のほうで、今後、策定していくうえで、いろいろな事業が上がってきて、例えば、これにコミュニティ協議会が手を挙げたりとか、これは自治協議会でやってみようとか、そういった動きが今後、出てくるのかと思います。

(丸田委員長)

よろしいでしょうか。そういう方法論のところになっていくと、それは今度、区の計画の中での工夫になってまいりますので。

(本村委員)

一言いいですか。今、おっしゃいました、区のほうでの地域福祉計画の中に、自治協議会の関係の方が必ず参加されます。その基本理念に沿って、目標に沿って、どのように自立していくかということ、今度は活動計画のほうの社会福祉協議会と一体になって、それをどのように推進していくか。今度、具体的な各区の中でのそういう取り組みになっていくかと思っているのですけれども、ここで協議するのは、基本的な新潟市の全体の共通理念をどうするかということだけを、今までばらばらだったものですから、掲げましょうということが、今回のこの委員会だろうと思うのです。それを具体的にやっていくのは、各区のほうで作成されるのではないかと思います。松原先生、お詳しいと思うのですが。

(丸田委員長)

それこそ基本理念の中に、地域自治とか、住民自治というような要素を取り込んでいくような議論も、きっとこの後、出てくるのだらうと思いますが、今日の段階でお考えがありましたら、お願いいたします。

(松原委員)

私、西区の自治協議会の立ち上げから、5年間、準備会を含めてさせていただきました、自治協議会をやっています、福祉のことになると、あれは社会福祉協議会がやっているからみたいな感じで、そこはあまり立ち入らないようにとか、では任せようみたいな、後のほうになって、たしか社会福祉協議会からも委員を出していただくとか、そういうスタンスだったと思うのです。でも、全体的なことを言えば、インフラとか、予算とか、いろいろな面で福祉が福祉として専門部署がやるというのではなくて、今、高齢者社会で、全員がある意味、高齢者になると福祉を必要としているようなときに、福祉とまちづくりというものが、まちづくりが福祉を飲み込んでいくといたしますか、そういった自助でやっていかないと、とてもこの膨大な社会の動きというものを吸収できないと思うのです。そういう意味で、どういう形になるか分かりませんが、今まで割りとまだ距離感があったわけです。社会福祉協議会と自治協議会と。それがもっといろいろな形でまちづくりが福祉を取り込んでいくみたいなどころが出ればと思います。

(丸田委員長)

そうですね。基本理念の中に、どのように織り込んでいくかと、ぜひ議論させていただきたいと思っております。

関谷先生、それこそ市民の主体性とか、市民参画ということがなかなかこの計画の中に織り込めやすいようできて、なかなか織り込みにくいところなのですが、その辺、松原委員のご意見と関連して、何か意見がございましたら。

(関谷委員)

少し違う視点で考えていたもので、すぐお答えにならないかもしれないのですがけれども、私は商業が専門で拠点商業活性化推進協議会というものをやっていますが、それぞれのエリアのまとまりがなかなかつかなくて、結局、統一した何かをしようとしても、最終的にはそれぞれの共通項だけを決めて、実際はそれぞれのエリアごとの判断で進めていくと。いざやってみると、例えば中央区全体で見たときに、まとまりがないみたいな。それがまた問題だというように、問題を解決するところこう進みましょうとなって、やってみるとそれがまた問題だという無限に問題がループするという循環性があるので、それをある意味、断ち切るということも、この委員会の非常に大きな目標だと思うので、そこをどのように、市民の方たちに周知しうるかというプラットフォームと発信方法が非常に重要だと思っていて、その辺で僕もいろいろアドバイスをさせていただけたらと思っていました。

(丸田委員長)

分かりました。先ほど報告がありましたように、認知度が2割強ということが、今の新潟市の現状でありますので、ほかにいかがでしょうか。

(石橋委員)

すみません、先ほど自治協議会というのは、私の勘違いで、市全体で自治に関する協議会的なイメージを持っていたものですから、だから個別というものは、認識が少し違ったので、全体でそういった中で、市はどうするかという協議のイメージだったのです。申し訳ありません。

(事務局)

市全体を通してですね。

(丸田委員長)

そこは今、あえて踏み込みません。踏み込んでしまうと、また方向がずれてしまいますので、ほかにいかがでしょうか。

(本村委員)

資料7の3ページのところで、災害時要援護者登録名簿の表がありまして、この資料では、平成26年度、対象者がかなり増えているのです。申請率が減っていることについてのご説明は、一応、受けたのですが、初回のときは、要援護者の家に民生委員がご訪問されてどうしますか、受けますか、受けませんかということのご説明まできちんとされたのですけれども、今回は、ただパンフレットだけ置いて帰ってきたということで、申請率が低くなったような置き方をしたのですけれども、その辺のところはどうしてそうなってしまったのかと。やはり個人情報保護条例とか、そういう関係で、あまり踏み込めなかったのかどうなのか。震災後、そういった頭になったものですから。

(三國委員)

申請書というのは何でございますか。保護者の関係ですか。

(本村委員)

震災について。災害時に、私は救助を希望しますという登録の方がぐんと減っているものですから、特に高齢者の方です。

(事務局)

今のやり方、パンフレットといいますか、チラシを置いてくるやり方にしましたのが、平成22年度からなのですが、高齢者の方のほかに障がい者の方ですとか、要介護者の方も対象になっています。そういった方々が、例えば高齢者の方でも、今は元気でいらっしゃるので、必要な状況になれば、申請していただくというスタンスです。今は元気な75歳の高齢者の方でも、要介護者になったり、障がい者になって必要なれば、そのときにまた説明に行って、申請されるかどうか確認するということになりますので、高齢者で今は元気な方については、今まで説明していたのですけれども、よろしいのではないかということから今のやり方で。

(本村委員)

それはよく分かります。そういう意味で、これから助けられ上手ということが、特に男性のほうは、聞いても大丈夫ですというのです。大丈夫でなくても大丈夫ですと。だから、このような調査を通じて、元気なうちからきちんと現状を把握して行って、アウトリーチとして切り込んでいくという手口を取っていかないと、そうなってしまってからではもう遅いということで、その辺のところというのは、前回に戻るべきではないかという気がしました。

(事務局)

平成22年に変わったという経緯も含めて、今後、例えば、災害時要援護者の名簿をどういう方向に持っていくのかとか、そういったことを担当課に確認してみます。

(丸田委員長)

今のご指摘は、ぜひ基本目標の議論のところでも検討させていただければと思います。いかがでしょうか。

(川崎委員)

基本的なことをお伺いしたいのですが、4ページの計画のイメージ図というカラー刷りのものがありまして、基本理念の中に基本目標とあって、地区別の目標ですとか、テーマ別目標とあるのですが、あとの4ページから5ページのところに基本目標1ですとか、2というようになっていて、地区別目標というものは、区の計画において作るものというごとの理解ですか。そうすると、例えば、基本目標1を地域で支えあい、助けあう地域づくりとなっているのですけれども、これに基づいて、区のほうの計画を考えていってもらおうという形でリンクさせるようなイメージでよろしいですか。

(丸田委員長)

いい質問ですね。どうぞお願いします。

(事務局)

そうですね。リンクしていただく方向で、ご検討いただければと思います。必ずしもぴったり一致しないところも出てくるかもしれないのですが、区でも区ごとの基本理念・基本目標を作っていただくことになるのですけれども、市全体のものに沿っていただいて、区の基本理念・基本目標を作っていただける。今現在ある、区の基本理念・基本目標に近い市の基本理念・基本目標を作るということになりますので、リンクはされるということになるかと思いますので。

(石橋委員)

私は、この基本目標1から4がすごく網羅されているといたしますか、大きな目標の四本柱のような形でいいなと思って読ませていただきました。

(丸田委員長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(宇治委員)

先ほどの資料7の3ページの災害時の要援護者名簿の件なのですが、私は障がい者支援をしている立場で、やはり障がい者の在宅の方、施設を利用しているときの災害時のことについては、施設で支援していくと、施設なりには考えているところなのですが、一人暮らしの障がい者の方とか、日中、うちで過ごしていたときに、やはりこういう登録をさせていただいて、地域の方に支えてもらえればありがたいなとは思っているのですが、なかなか登録をされている方というのが少ない現状ではないかと。この中では、なかなか見えないというのでしょうか。対象者が1から5までまとめた数値だと思うのですが、実際に障がい者の方がどれだけ登録をしているのかということを知りたい。私は、精神障がいの方とかなりかかわっているのですが、なかなか精神障がいの方が、周りの方に支援をお願いするということが苦手な方が多いので、その辺を今後どうしていこうかと、私たち自身も考えているところではあるのですが、この数字だと見えないという部分と今後、そういう方たちにどう理解してもらおうか、お互いに理解して支援できるのかということを考えられたらいいなと思っています。

(事務局)

多分、対象者が1から5をまとめた数字しか、こちらにもいただいていたので、この内訳が、例えば、どこまで出せるのかがあるので、その辺も確認させてください。また、次回以降で報告させていただきます。

(丸田委員長)

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから確認の意味で、事務局からご説明を委員の方々にいただけるとありがたいのですが、2ページのところで市の行政計画が、縦に柱がありまして、そこに横串をさすような形で、全市の地域福祉計画が置かれております。絵柄としては、大変分かりのいい絵柄なのですが、今、宇治さんからもご発言があったように、では新潟市の障がい者計画なり、障がい福祉計画と、その横串をさした地域福祉計画との、例えば、理念の共通性とか、理念の関連性のようなものをどのように我々が理解していけばいいのか。実は、なかなか難しいところがあるのだらうと思うのです。もっと生っぽいことを言うと、新潟市の地域福祉計画に、例えば、子ども・子育て支援事業計画から市の地域福祉計画に反映させるような、理念的なもので反映させていくような作業というのは、具体的に行われるのか、行われいいのかも含め、大変難しいところなものですから、それとも我々が各縦の計画を全部読み取って、その縦の計画の中からこの地域福祉計画に反映させるような作業も我々が求められるのか。でも、それは少し違うのですよということなのか、その辺、いかがでしょうか。

(事務局)

この図からいきますと、新潟市全体の総合計画がありますよと。当然、それは一番上位の計画です。それには沿わなければいけないという中で、地域福祉計画を策定するのですが、新潟市全体の地域福祉計画を策定して、それに基づいて、今度は各区で地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定すると。その段階の中で、いろいろな事業、計画がありますけれども、策定を進めるうえで、各計画の所管課とこちらで地域福祉計画はこういう案で進んでいますよということで連携を取りながら、反映させるものは吸い上げていきたいと考えています。

(丸田委員長)

なるほど、その辺はいかがでしょうか。ご意見がありましたら。それも一つの方法ですものね。

(事務局)

地域福祉計画の案ができた段階で、こういったものですよということは、所管課なりにご意見を聞きながら、自分のところの計画でこういうものがあるので、ここへも反映していきたいといった意見があれば、またご相談させていただければと思います。

(石橋委員)

素朴な疑問点で分からないのでお聞きしますけれども、例えば、今みたいに福祉計画で縦並びになっていて、いきなり基本理念で並列になっているとよく分からないのかとってしまうのです。これが、また縦になっていれば、地区があって市があれば分かりやすいのですけれども、ここは縦の表記で、ここは横並びで基本理念が並列に並んでいると、分からない人を見ると、すみません、西区でも社会福祉協議会を知らないという方がかなりいらっしゃるということをお聞きしたので、一般の方が見た場合に、なぜ並列になっているように考えてしまうと、先ほど、川崎さんがお話されていたのですけれども、こちらが無理で頭でリンクしなければいけないような見方になってしまうとどうなるのだろうと思って、本当に分からない人が見たら、どうなっているのかと思われるのではないかと少し疑問があったのですすみません。

(事務局)

4ページの図について、基本理念・基本目標をどこまで市全体で、区がどの部分なのかということを少し分かりやすいような形で、もう少し修正させていただきたいと思います。

(丸田委員長)

そこは大変いいご指摘をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

(渡邊委員)

市の総合計画があって、地域福祉計画を今まで区割りだったり、区の中でも縦割りだったりしているところをもっと横につながって、市民がより幸せな暮らしをしていくにはどういう仕



組みがあったらいいかということの理念と仕組みの提案をこの会議ですべきかと。それで、今だとすりあわせが全くできていないわけです。流れがいろいろで社会がものすごく流動的に動いているので追いついていない部分があるのでしょうかけれども、その辺をもう少し市側とそういう福祉のいろいろな動きとの連携を取っていただいたうえで、もう一度議論しないと、あちこちからタケノコのように出てきても、少し難しいかなということ。あとは、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、必要に応じて見直しを行いますと書いてあるのですけれども、この時代に 6 年間という期間で今、考えていくのは、国の法律も変わっていきますし、非常に難しいところがあるのかと思って聞いていました。なるべく個別のテーマとか、地区別のテーマというよりも基本理念と基本目標をこのようにしていきましょうということを考える以外、今、あってこうだよという案が出て、それをこの短期間にどこまで具体化できるかということとは難しいではないかと。その辺の整理をしていただけるといいと思いました。

(丸田委員長)

ありがたいですね。今のような認識をしていただけると、大変ありがたいですね。

(関谷委員)

専門分野が違うので、今日だけ質問させていただきますけれども、私の分野だと、これから人口減少時代になって、大量の空き家が発生するという問題があるのです。特に木造住宅密集市街地といったところは、人が住まなくなると、ご高齢の方が火事を起こしてしまうとか、あるいはそこによからぬ人が火をつけて大災害になったりとかという心配があるのですけれども、そのとき、もともと住んでいる方と、空いた空き家に誰かを呼び込まなければいけないという中で、もともと住んでいる方と新しい住民の中に、ここに書いてあるように支えあうという一つのコミュニティが本当に生まれてくるのかどうかという部分で、多分、空き家という問題も建築的な回答だけでは処理できない時代で、むしろ歯抜けのように抜けていく空き家にどういう人を住まわせて、もともと住んでいるコミュニティと共存させるかという部分に、ものすごい仕組みを投入しないと、現状が維持できない時代になってくるのですけれども、そういうものというのは、今の福祉政策の中に、ある種、新潟オリジナルといいますか、そういうものを盛り込むことというのは可能なのでしょうか。

(丸田委員長)

まず、私としては、ぜひ基本目標のようなところに追い込んでいく議論をしたいとは思っているのですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

空き家対策も市の来年度の事業政策の一つということで位置づけられていまして、5 ページのところは、市の事業展開の中で、空き家を活用した地域交流活動助成事業というものを参考

に一つ載せているのですけれども、具体的に空き家にどういった人を呼び込むかということで、例えば、空き家をこういったことに活用する際には、リフォーム費用を出しましょうとか、そういった補助金制度を策定したのです。その中の一つで地域の茶の間をやるのであれば年間を通して借りて、地域の茶の間をやるのであれば、リフォーム費用を出しましょうとか、あと例えば、高齢者とか、障がい者が移り住んでくるときに、補助金、リフォーム費用を出そうとか、そういった補助金制度がようやくスタートしているということで、空き家についても何かしら対策を進めていこうという動きは、今のところあります。

(丸田委員長)

そういう意味では、国が目指しております、実際にどこまで実行できるかどうかというコメントは置いておいて、2025年までに国が人口1万規模で目指しております、地域包括ケアシステムのことについて、若干事務局からご説明いただけますか。そうすると、今、関谷先生からお話いただいている医療と予防と介護と住まいと日々の生活支援を一体化させた新しい21世紀型の地域コミュニティを作っていきたいと思います。そういったことと、この計画との整合性をどう取っていきますかという議論が、おそらくこの場でなされるのだらうと思いますので、若干事務局からご説明いただけますか。

(事務局)

専門ではないので軽くなるかもしれませんが、国のほうで住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにということで、それこそ団塊の世代が後期高齢になる2025年を目標に地域包括ケアシステムというものの構築を目指していると。新潟市は、それを先進的というか、ほかに負けないように進めていこうということで、来年度、重点に据えています。この地域包括ケアシステムというのは、住まいを中心にしまして、医療と介護と生活支援、介護予防でしょうか。その5本を住まいを中心に提供できるような一つのシステムを車で30分くらいで行ける範囲といった形で、どんどん構築していこうということで、今、進めています。来年度は、例えば、そのうちの生活支援とか、介護予防といったものをモデル的に各区で何かしら立ち上げていただけないかということで、進めていくという、新潟市の状況はそういう状況ということになります。専門ではないので、もし補足がありましたら。

(丸田委員長)

いえ、ありません。そういう意味で、ぜひ関谷先生からお願いしたいのは、そういう視点を各論の話ではなくて、そもそも行政計画の基本のところはどう織り込んでいけばいいのか。それから松原先生からは、地域というものをその仕組みの中にどのように織り込んでいけばいいかという基本目標のところ、ぜひご意見を反映させていただければという思いでいっぱいですが、いかがでしょうか。

(松原委員)

よく法律とか医学で、予防法務とか予防医学というのがありますけれども、「予防福祉」という言葉は少しおかしいのですけれども、「やねだん」へ調査に行きましたが、高齢者の方がまちづくりで少し外出するだけで、鹿屋市の中でも介護費と医療費が半分になるということです。だから、少しでも外出するようになるだけで医療と介護がものすごくよくなる。

それから、私は高齢者就労の研究に参加しましたが、高齢者就労では、燕市は非常に進んでいます。職人さん達は80代後半まで働いています。その人たちは、80代後半まで現役で働いて、病気になるとすぐ亡くなってしまいます。つまり医療と介護がなくて、「ピンピンコロリ」の世界になっているのです。そういう意味で、高齢者就労とまちづくりの参加というものが、一つの大きな予防福祉になると思います。実際には高齢者就労といっても、働く場がない。ところが福祉ではいっぱい人を求めているわけです。専門家でなくても、普通の人たちの軽い労働で福祉を支えることはできます。高齢者就労と福祉のインフラを支える人がつながれば、回っていくと思います。そういうまちづくりと高齢者就労と福祉と、トータルにどうやったらいいかという話をしたうえで、それぞれのセクションがその中のどこを受け持つかという議論をしてみる、まず相互の情報交換をやってみたいなと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございます。残り時間少なくなってまいりましたが、いかがでしょうか。

(植木委員)

私は、現場を知らないので、言う資格はないかと思うのですが、基本理念で各区で支えあいを強調しておられますけれども、寄り添いという概念はないのでしょうか。行きすぎなのではないでしょうか。そういうものがあってもいいような気がするのです。

(丸田委員長)

ここは、事務局からコメントをいただくというよりは、そういう意見をいただいたということで、意見として受け止めさせていただくことでいかがでしょうか。

井上委員、橋本委員、改めてご発言がありましたらお願いします。

(橋本委員)

私は、民生委員・児童委員の部会長として参加させていただいています。私は民生委員・児童委員として、高齢者宅を訪ねる時に、いつも申し上げるのは、とにかく隣近所からかわいがられるような生き方をしていきましょう！と。隣近所の人にかわいがられる生き方をしていくことが、大事なことだと思っています。何かあったときに、あのおばあちゃんどうしたかなと、いつも心に思ってもらえるような生き方をしていこうと申し上げています。

(丸田委員長)

大賛成です。新潟市民として、自分がどう生きるかということが、もしかすると問われていくのかもしれない。

井上委員、いかがでしょうか。

(井上委員)

私もそう思っています。中央区というのは、空き家もいっぱいありますし、それから老人の一人世帯というのがいっぱいあるのです。それで、孤独死などの問題がありますので、なるべく地域の人が、3時になったら100円でコーヒーを飲ませるところを見つけたからそこへ行こうとか、そんなしてコーヒーにかずけて、その人の日常を聞いたり、体調を聞いたりして、地域で支えるということが大事だと思うのです。そのためには、顔を知っている人。突然ぽんと、私も民生委員をやっていたのですけれども、なかなか顔を覚えてもらえないのですけれども、隣近所の人がしょっちゅう買い物に行くかねとか、煮しめしたから一皿持って行ってあげるよとか、そういう地域関係というか、コミュニティが大事だと思うのです。そういうことを一人が心がけて、できないことはいいと。できたときに、カボチャをいっぱい煮つけたら一皿やるわみたいな。そういうことが大事だと思うので、そういった形で人間関係をうまくやっていけば、孤独死だとか、要するにコミュニケーションを取ればという意見です。

(丸田委員長)

そういう価値のようなもの、生き方だとか、暮らしの価値みたいなもの、いわゆる絆の価値みたいなものをどう計画の中に反映させればいいのか、ご意見がありましたら。

(三國委員)

実は民生委員が新潟市で1,300人おります。高齢者部会の部会長の庄司さんという方が私と関係があるのですが、このたび、NPO法人尊厳の会を立ち上げました。何の相談でも受けますよと。新潟県の中で、一人暮らし、生活保護を受けている、身寄りのない方、これが福祉の原点ですけれども、新潟県の半分が新潟市です。新潟市の半分が中央区と東区なのです。これを非常に嘆いています。責任を感じています。

私はいろいろな理事長をやっているものですから、副理事長になって尊厳の会を作りました。何の相談でも受けますよと。一人暮らしの場合は、公証人役場へ行って弁護士はいらない。弁護士はお金を取りますから。私どもNPO法人ですからということで、認定をちょうだいしたのが昨年12月です。いよいよ活動をこの4月から始める予定でやっております。ご披露しておきます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。

では、時間もまもなくまいりますので、確認をさせていただきます。それぞれの委員の方々がこ

ういうデータが欲しい、こういう資料が欲しいということをこの場で断片的に取り出してみましても手間がかかりますので、そこはどうでしょうか。

(事務局)

こちらのほうから、例えば、どういった形でこちらに情報といいますか、こういった項目が知りたいということを教えてもらおうということを、文書なりでまたお送りしますので、それについてFAXなり、メールなりでいただければ、揃えられる範囲で次回以降、準備していきたいと思っております。

(丸田委員長)

次にご相談ですが、4月7日、どのような会議をイメージしているのか。経験の違いもあります。持っている知識の違いもあります。目指している姿のイメージの違いもありますので、もう少しフリーな意見交換があるのか、それともある程度、今日の説明を受けて、私はこういう意見になりますという意見ペーパーを資料要求と同じように、意見のペーパーをいただくことを、もう4月7日から始めていいのか、もう少しウォーミングアップがあるのか。その辺どうでしょうか。

(事務局)

先ほどの渡邊委員からのお話のとおり、この場でどこまでやればという、いろいろな情報が今、出てきていますので、一旦整理させていただいて、委員長と相談させていただければと思います。

(丸田委員長)

あまり各論にぐっと踏み込みたくないし、抽象的な議論もいかがかと思っておりますので、どこに焦点を当てて意見を交換するかというあたりを改めて事務局にご相談するということでしょうか。

最後に、副委員長、ご発言がありましたら、お願いいたします。

(本村委員)

そのような形で、2回目お願いします。

(渡邊委員)

すみません、一つだけお願いいいですか。

資料7の例えば、12 ページの区別の数やグラフが出ていて、こういう資料というのは、数字の羅列を見るよりはグラフを見るほうが分かりやすいし、見ると思うのです。ですので、ここに全市の合計を入れていただきたいのです。区で数字を出すものについて、全市でどうかということを前のページに戻らなくても見られるような資料づくりをしていただけたらありがたいです。

(事務局)

分かりました。

(丸田委員長)

ありがとうございます。若干、時間を残しておりますが、それでは事務局にお返ししたいと思います。